

令和8年度与那原軽便駅舎資料館ARコンテンツ刷新 業務委託仕様書

第1章 総則

第1条（適用）

本業務は、業務委託契約書、本仕様書、公募型プロポーザル実施要領および関係法令等に基づき実施するものとする。

第2条（目的）

本業務は、与那原軽便駅舎資料館において運用中の既存ARアプリについて、最新のデバイスおよび技術環境への最適化を図り刷新することで、システムの安定稼働を維持しつつ、新たな体験価値（例：最新のデバイス環境に合わせたUI/UXの再調整等）の付加を検討し、資料館の展示効果を最大限に引き出し、来館者の満足度を向上させることを目的とする。

第3条（関係法令等の遵守）

受託者は、本仕様書に定めるもののほか、文化財保護法、地方自治法、その他関係する法令・条例・通達等を遵守し、本業務を実施するものとする。

第4条（資料の提供）

- 発注者は、本業務の遂行に必要と認められる範囲において、既存ARアプリの開発データ一式を受託者に提供するものとする。
- 受託者は、提供された資料を本業務以外の目的に使用してはならない。また、業務終了後または契約解除時には、発注者の指示に従い、速やかに返却または消去するものとする。

第2章 業務内容

第5条（業務概要）

受託者は、第2条に定める目的を達成するため、以下に掲げる業務を実施するものとする。なお、具体的な表現方法、技術方式、機材構成については、提案内容および発注者との協議により決定するものとする。

- 企画・設計業務
 - 資料館の展示目的および来館者特性を再分析し、既存アプリの機能をベースとした刷新のための全体設計を行うこと。
 - 本業務の目的に適したタブレット端末（iPad）の機種・スペック等の比較検討を行い、発注者との協議の上で選定すること。

- c. 現在メインで活用されているARカメラ機能の価値を維持・強化しつつ、利用頻度の低い既存機能については必要性を再検討し、整理・統合を図ること。
 - d. 最新のデバイス環境に即した操作性の向上や、新たな表現方法の追加についても検討すること。
 - e. 本業務の目的を達成するための独自提案を可能とする。ただし、事業予算範囲内で実行可能なもので、追加予算を必要としないものに限る。
 - f. 事業予算は4,000,000円とする。
2. ARアプリ・コンテンツ制作（既存コンテンツの改修、新規構築は問わない）
- a. ARアプリ
 - タブレットのカメラの映像にARコンテンツを表示する機能を有すること。
 - ARの写真を撮影し、利用者の端末に転送する機能を有すること。
 - 体験人数を記録することが出来る機能を有すること
 - b. ARコンテンツ
 - 人気の高い既存ARコンテンツを有すること
 - 車両（蒸気機関車、ガソリン車、客車、馬車）
 - 駅前の風景
 - 駅ホームの風景（車両の到着再現）
 - 塗り絵AR（つなひきかちゃん、蒸気機関車）
 - つなひきかちゃんと写真撮影機能
 - その他、既存のARコンテンツは協議の上で活用すること
3. 導入・設置対応
- a. 制作したコンテンツおよび調達したハードウェアについて、資料館への導入・設置に必要な対応を行うこと。
 - b. 利用者の端末へのデータ転送機能および統計データの取得機能等、外部通信を伴う仕様については、発注者と協議の上で決定すること。
 - c. 本システムの運用にあたっては、保守費用を除く継続的な維持管理経費（サーバー利用料、ライセンス更新料等）は可能な限り抑えられるよう配慮すること。
 - d. 資料館内での専用利用を想定し、誤操作防止のための利用制限（キオスクモード等）や、盗難・破損防止のための対策（保護ケース等）を施すこと。

第3章 協議・体制等

第6条（協議・打合せ）

- 1. 本業務の実施にあたっては、発注者および関係機関との協議・打合せを適宜行うこと。

2. 受託者は、必要に応じて発注者との協議の場を設け、専門的助言や意見を業務に反映させるよう配慮すること。
3. 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者が協議の上、決定するものとする。

第7条（管理責任者）

受託者は、本業務に関する管理責任者を定め、業務の進行管理および連絡調整を行うものとする。

第4章 成果品

第8条（成果品）

本業務における成果品は以下のとおりとし、具体的な仕様等は協議により決定する。

- | | |
|------------|---|
| 1. 報告書 | 1部 |
| 2. タブレット端末 | 5台 ※アプリケーション一式を含む (8インチ以上3台、11インチ以上2台) |
| 3. 操作マニュアル | 5部 |
| 4. 各資料のデータ | 2部 (DVD-R、BD-R、HDD等の電子媒体) |
| 5. その他 | 甲（発注者）との協議により必要とされたもの |

第5章 保守・サポート

第9条（保守・サポート体制）

受託者は、納品後1年間を無償サポート期間とし、アプリケーションの動作不具合（バグ）や操作上の疑義について、発注者からの要請に基づき速やかに対応するものとする。

第6章 その他

第10条（成果品の利用および著作権等の取扱い）

本業務により制作された成果物の著作権の取扱いについては、業務委託契約書に定めるところによる。

第11条（疑義）

本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者と受託者が協議の上、解決するものとする。